

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

第 4 7 0 回 白石市議会定例会議案

(その 2)

目 次

議 案

議案第 8 9 号	副市長の選任について	・ ・ ・	2
議案第 9 0 号	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例	・ ・ ・	3
議案第 9 1 号	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	5
議案第 9 2 号	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	7

議 案

議案第 89 号

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 村 上 忠 則

生年月日

令和 6 年 12 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 9 0 号

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（報酬の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第 9 1 号

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白石市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 9 2 号

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、
「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	

59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白石市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。